

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記の通り公告する。

令和７年（２０２５年）９月５日

下関市長 前田 晋太郎

記

- １．業務名 下関市長門町駐車場周辺地区における駐車施設需給調査
- ２．業務場所 下関市長門町他
- ３．業務の内容 別紙仕様書のとおり
- ４．業務期間 契約締結の日から令和８年３月１９日まで
- ５．入札条件
 - （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
 - （２）公告日時点において下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「調査・研究」の「調査・分析」に登録されており、かつ、県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
 - （３）国土交通省建設コンサルタント登録規定に基づく「都市計画及び地方計画部門」に登録があること。
 - （４）公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
 - （５）平成２２年４月１日以降に、国・地方公共団体等が発注した駐車場法に基づく駐車場整備計画の策定等に係る業務（策定のための調査・分析業務含む）の受託実績を有する者であること。
 - （６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（民事再生法に基づく更正手続開始の決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
 - （７）入札参加資格申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格が認められていること。

6. 入札参加資格確認申請方法

「入札参加資格確認申請書」(様式1)に次に示す書類を添付し、持参またはメールもしくはファクシミリにて下関市都市整備部都市計画課庶務係に提出のこと。

- ・ 5. 入札条件に挙げる(3)及び(5)の内容が確認できる書類

(提出先) 下関市南部町1-1 下関市役所本庁舎東棟3階 都市計画課

(Mail) tstoshik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(FAX) 083-231-4799

審査の結果は、別途「入札参加資格確認通知書」(様式2)で通知する。

7. 入札参加資格確認申請書提出期間

令和7年9月12日(金)17時までとする。

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、また受付期間を経過した場合は受理しない。

8. 質問の方法

本業務に関する質問は、メールまたはファクシミリにて下関市都市整備部都市計画課庶務係に提出のこと。

(Mail) tstoshik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(FAX) 083-231-4799

質問の期限は、令和7年9月10日(水)17時までとする。

質問の回答は、後日速やかに質問者及び入札参加資格確認申請書の提出者に回答する。

9. 入札日時等

(1) 入札日時 令和7年9月24日(水)13時30分

(2) 入札場所 下関市役所本庁舎東棟 3階 311会議室

10. 入札保証金

下関市契約規則による。

ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

11. 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 下関市南部町1-1 下関市役所本庁舎東棟3階 都市計画課

(2) 日時 令和7年9月5日(金)から令和7年9月12日(金)17時まで

1 2. その他

- (1) 入札においては、別添入札書（様式3）を使用すること。
- (2) 代理人による入札の場合、委任状（様式4）を提出すること。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは入札に参加できない。
- (5) 入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (6) 入札において、事故が起きた時や不正な行為があると認めたときは入札を中止し、または延期する場合がある。
- (7) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札保証金が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (8) 入札等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

以上